新旧対照表

新	旧	備考
札幌市建築設計業務委託共通仕様書 第1章　総則 （略） 第2章　工事監理業務の内容 　　設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。 １．一般業務の内容は、令和６年国土交通省告示第８号（以下「告示」という）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。 （略） 第3章　業務の実施 （略） ３．７　再委託 （略） ２．受託者は、コピー、ワープロソフト等による文書作成、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくともよいものとする。 （略）	札幌市建築設計業務委託共通仕様書 第1章　総則 （略） 第2章　工事監理業務の内容 　　設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。 １．一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。 （略） 第3章　業務の実施 （略） ３．７　再委託 （略） ２．受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくともよいものとする。 （略）	告示文番号の変更 文言修正